

雇児育発 0331 第 1 号  
平成 2 4 年 3 月 3 1 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

### 施設入所等児童に関する証明書について

児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）が本日公布され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されることとなったことに伴い、児童福祉施設等に入所している中学校修了前（15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間。以下同じ。）の児童等に係る児童手当については、児童福祉施設等の設置者等に支給されることとなったところです。

当該児童手当について、児童福祉施設等において適切に管理する必要があるため、当該児童名義の預貯金の口座の開設を行う場合があります。預貯金の口座の開設にあたっては、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）により、口座名義人の本人確認書類が必要となることから、金融機関での手続きが円滑に行われるよう、児童手当の支給対象となっている児童福祉施設等に入所している中学校修了前の児童等の氏名、生年月日、住居を市町村（特別区を含みます。以下同じ。）長が証明し、当該証明書をもって本人確認書類とすることが考えられます。参考として別紙のとおり様式（見本）を送付しますので、認定を行う市町村においては、受給者から求めがあった場合、証明書を発行していただくよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に規定する技術的助言に当たるものです。

また、この件については金融庁と協議済ですので念のため申し添えます。

(別紙)

証明書の様式 (見本)

証明書

児 童 の 氏 名 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 \_\_\_\_\_

住 居 \_\_\_\_\_

児童が入所している  
施 設 等 の 名 称 \_\_\_\_\_

児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当の支給対象となっている児童の状況は上記のとおりとなっていることを証明します。

平成 年 月 日

市町村長 印

(注意)

1. 「住居」欄は児童が児童福祉施設等に入所している場合（児童が小規模住居型児童養育事業を行う者へ委託されている場合を含みます。）は児童が入所している児童福祉施設等の所在地（児童福祉施設等の設置者等が複数の施設等を運営している場合であって、児童福祉施設等の所在地（本体施設の所在地）と居住地が異なる児童にあっては児童の居住地）を、里親の場合は当該里親の住民票上の住所を記載したものです。
2. 「児童が入所している施設等の名称」欄は児童が里親へ委託されている場合は空欄となります。